

○意匠の創作非容易性:2019年の裁判例(令和3年8月補正)(アンダーラインは筆者)
(『知的財産権法質疑応答集』追録421～(第一法規)より)

裁 判 例 【卓上敷マット】(知財高判平成31年4月18日〔卓上敷マット〕平成30年(行ケ)第10147号審決取消請求事件・請求棄却(拒絶審決維持)) (同旨判決, 知財高判平成31年4月18日〔卓上敷マット〕平成30年(行ケ)第10148号)

【創作非容易性判断のポイント】

〔本件は, 意匠登録出願拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟であり, 本願意匠は引用意匠1及び2に基づき容易に創作できたもので意匠登録を受けることができないとした審決が支持された事例である。〕

本願意匠の意匠に係る物品は, 「卓上敷マット」であり, 引用意匠1及び2は, 「慶弔用品」である。審決は, 「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者が, 慶弔用品の形態に基づいてテーブル掛けなどの物品分野の意匠の創作をすることは容易であるとし, 本願意匠は, 意匠2の形態に基づいて, 全体の縦横比を調整し, 編み糸の色彩を変更したまでのもので, 容易に創作することができたものであるとしている。

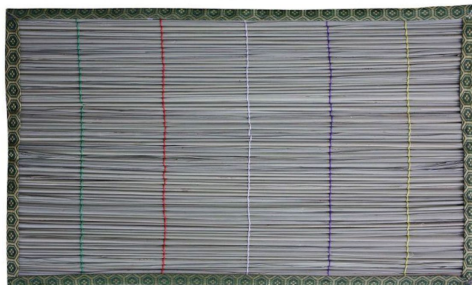
本願意匠と引用意匠2とは, 一見すると, 明らかに類似する意匠と思われるが, 審決が創作容易としたのは, 「卓上敷マット」と「慶弔用品の盆莫蔭」では, 意匠に係る物品が類似せず, 両意匠は非類似と判断したものと推認される。なぜならば, 両意匠が類似するとすれば, 意匠法3条1項3号で拒絶されるべきである(意3条2項括弧書き)からである。原告も, 「卓上敷マット」と「盆莫蔭」は, 用途・機能が相違すると主張している。しかし, 両意匠の用途・機能に関し, 裁判所は, 「いずれもテーブルや机という「卓」の上に敷かれて使用されるものであるという点でその用途が共通している。また, 意匠1の「マット」や意匠2の「盆莫蔭」の形状は, いずれも「卓上敷マット」と同じマット状であり, 上に物を載置することができる点においてその機能が共通している。」と述べる。通常, 意匠に係る物品の「用途及び機能」が共通すれば, 「物品は同一又は類似」と判断されることを考えると, 両意匠は類似するとの判断(意匠法3条1項3号の適用)が妥当であったと思われる。

相違点2(編み糸の2色を入れ替えたにすぎないもの)についても, 「容易に創作できたもの」と判断しているが, この相違点2は明らかに微差であり, このような微差は, 両意匠の類似判断に影響するものではないと思われる。なお, 『意匠審査基準』(2021年3月, Ⅲ部2章2節)2頁は, 「出願前に公知となった構成要素や具体的態様がほとんどそのままあらわされている場合に加えて, 改変が加えられている場合であっても,

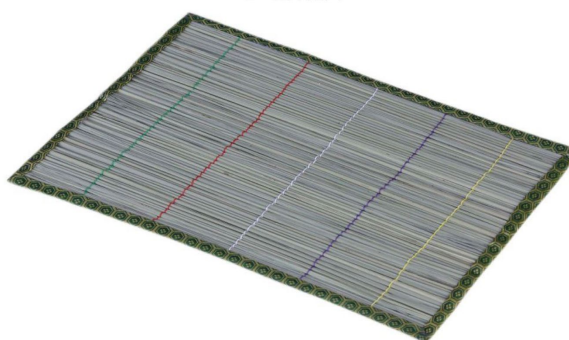
当該改変が、その意匠の属する分野における軽微な改変にすぎない場合は、なおも創作容易な意匠である」と述べる。この「軽微な改変」の例として「色彩の単純な変更，区画ごとの単純な彩色，要求機能に基づく標準的な彩色 」が挙げられている（４頁）。本件の色彩の入れ替えは、まさにこの「軽微な改変」に該当するものである。したがって、『意匠審査基準』にいう「軽微な改変」とは、意匠全体の美感を変更しない程度の改変を意味すると思われる。』

【本願意匠】

平面図



参考斜視図

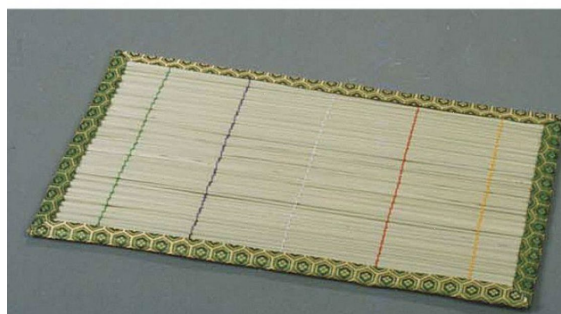


【引用意匠 1 】



【引用意匠 2 （意匠登録第 1150968 号）】

参考斜視図



裁 判 例 **〔検査用照明器具〕**（知財高判令和元年7月3日〔検査用照明器具〕平成30年（行ケ）第10181号，審決取消請求事件，請求棄却（無効不成立審決維持））

【創作非容易性判断のポイント】

〔本件は，意匠登録第 1224615 号「検査用照明器具」の登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であり，本件登録意匠は，「引用意匠 1」，「引用意匠 2」及び「引用意匠 3」とに類似する意匠に該当するとはいえず，また，②上記各引用意匠のそれぞれに基づき，引用意匠 1 及び同 2 に基づき，又は引用意匠 1 及び同 3 に基づいて，当業者が容易に創作することができた意匠に該当するともいえないから，意匠法 3 条 1 項 3 号又は同条 2 項のいずれによっても，その登録を無効とすることはできないとした審決が維持された事例である。〕

「意匠法 3 条 2 項は，物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内又は外国において公然知られた形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として，そこからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたもの」である。その創作非容易性の判断について，本判決は，「その要件の該当性を判断するときには，上記の公知のモチーフを基準として，当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性が問題となる」と述べる。

『意匠審査基準』（2021年3月，Ⅲ部 2 章 2 節）1 頁は，「当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないものである場合は，創作容易な意匠である」とし，「改変が加えられている場合であっても，当該改変が，その意匠の属する分野における軽微な改変にすぎない場合は，なおも創作容易な意匠である」と規定する。そして，「ただし，当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には，その点についても考慮して判断する」としている。また，同 4 頁では，「意匠全体が呈する美感や各部の態様等，意匠の視覚的な特徴として現れるものであって，独自の創意工夫に基づく当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性が認められる場合には，その点についても考慮する。」と述べる。

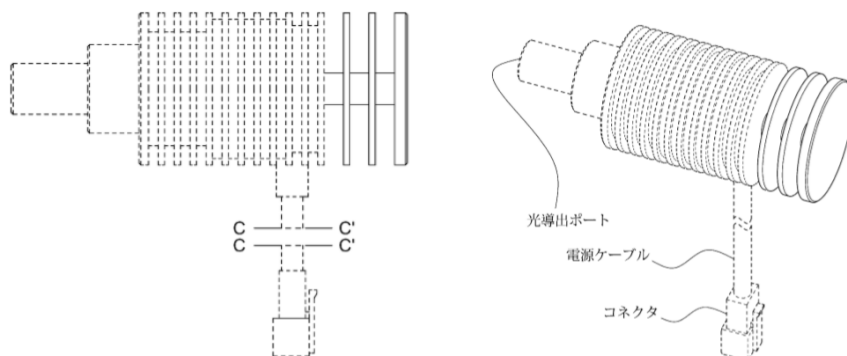
本判決は，例えば，「「タワー型」の引用意匠 1 には，それらを垂直方向に並べることの動機付けを認めるに足りる証拠はないから，引用意匠 1 に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえない。」と述べるように，形態変更の「動機付け」が認められることを創作容易の判断基準の一つとしている。意匠審査基準がいう「ありふれた手法」とは，この「動機付け」の一つと考えられる。当該分野におけるありふれた手法による創作（改変）であれば，創作容易であることを肯定する理由と

なると思われる。

また、本判決は、「相違点④に係る本件意匠の構成が引用意匠 2 又は同 3 にあらわれているということができないことからすれば、引用意匠 1 に引用意匠 2 又は同 3 を組み合わせてみても、本件意匠には至らない。」と述べる。相違点④「支持軸体の直径が本件意匠では細いのに対し、引用意匠 1 ではやや太い点」は、意匠審査基準にいう「軽微な改変」ではないものと解される。

「当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性」について、本判決は、「本件意匠出願の当時、検査用照明器具の電源ケーブルをどこから引き出すかについて、後方部材であるフィンの後端から引き出す形態は知られていたことがうかがわれるものの、フィン後端以外の位置から引き出す形態が知られていたと認めるに足りる証拠はない。そうすると、本件意匠については、電源ケーブルをフィンの後端から引き出すこととせず、したがって、フィンにケーブル接続部分を設けない点において、意匠の着想の新しさないし独創性がある。」と述べ、また、「本件意匠登録の出願前に…本件意匠のように支持軸体の直径が細い形態が知られていたと認めるに足りる証拠もない。そうすると、本件意匠については、支持軸体の直径をフィンの直径の約 5 分の 1 という細い形状にした点においても、意匠の着想の新しさないし独創性がある。」と述べる。したがって、「意匠の着想の新しさないし独創性」がある構成態様とは、類否判断の基準における「公知意匠にはない新規な創作部分」を意味すると思われる。これはまた、上記『意匠審査基準』が述べる「意匠全体が呈する美感や各部の態様等、意匠の視覚的な特徴として現れるもの」に相当する「新規な創作部分」である。]

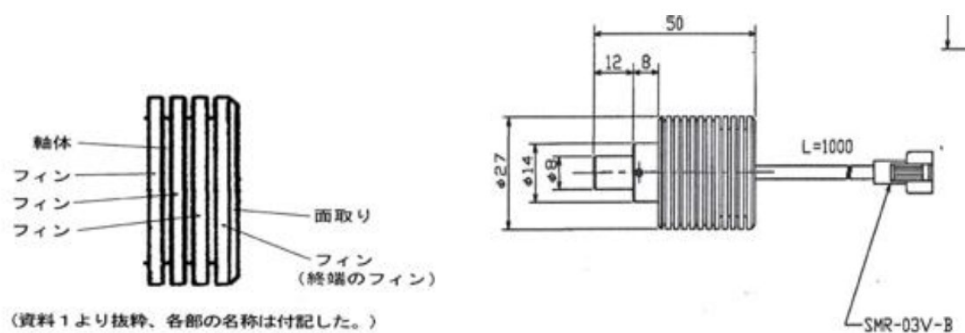
【本件登録意匠「検査用照明器具」】



【引用意匠1「タワー型ヒートシンク」】



【引用意匠2「検査用照明器具」】



【引用意匠3「検査用照明器具」意匠登録第1175712号】



裁判例 **〔検査用照明器具２審〕**（大阪高判令和元年９月５日〔検査用照明器具２審〕平成３０年（ネ）第２５２３号，意匠権侵害差止等請求控訴事件，控訴棄却）（原審 大阪地判平成３０年１１月６日平成２８年（ワ）第１２７９１号）

【創作非容易性判断のポイント】

〔本件意匠の意匠権者である一審原告は，被告製品（イ号物件からヘ号物件）の放熱部の意匠が，本件意匠に類似することから，一審被告の行為が本件意匠の利用による意匠権侵害に当たると主張して，被告製品の製造等の差止め，及び，損害金等の支払を求めた。原審は，旧型の放熱部の意匠（イ号ないしハ号意匠）は，本件意匠に類似すると認められ，旧型の製造販売は本件意匠権の侵害となるが，新型の放熱部の意匠（ニ号ないしヘ号意匠）は，本件意匠に類似するものとは認められない等として，旧型の製造販売の差止め等を認容し，その余の請求をいずれも棄却した。これに対し，一審原告及び一審被告が，それぞれ，その敗訴部分を不服として，控訴を提起したが，いずれも棄却された事例である。被告の本件意匠は創作容易であり無効理由を有するとの主張は採用されなかった。〕

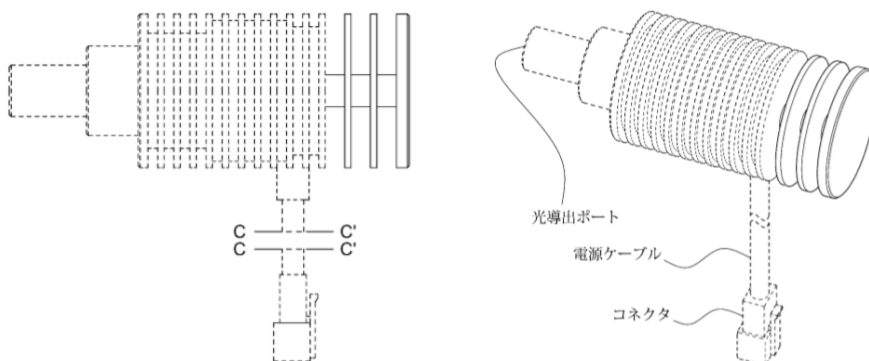
上記知財高判〔検査用照明器具〕では，無効理由の引用意匠１（乙８意匠）について，「「タワー型」の引用意匠１には，それらを垂直方向に並べることの動機付けを認めるに足りる証拠はないから，引用意匠１に基づいて本件意匠を創作することが容易であるとはいえない。」と述べていたのに対して，本件では，「タワー型ヒートシンクである乙８意匠を，検査用照明器具に係る乙７等意匠や乙１２意匠に組み合わせること，又は照明器に係る乙４意匠に組み合わせることの，各動機付けを認めるに足りる証拠はない。」と述べる。知財高裁が「垂直方向」という形態的な相違を中心に動機付けがないことを認定しているのに対して，本件では「タワー型ヒートシンク」と「検査用照明器具」という物品性の相違を中心に組み合わせることに動機付けがないことを認定している。

そして，乙８意匠を組み合わせる動機付けがないことに加えて，「仮に，乙８意匠を乙７等意匠，乙４意匠又は乙１２意匠と，それぞれ組み合わせたとしても，直ちに，本件意匠のように，電源ケーブルを放熱部であるフィン構造体の後端から引き出すようにはせず，そのための貫通孔をフィン各面には設けないという形態に至るものとは認められない。」と述べる。これは，乙８意匠はヒートシンクであるから電源ケーブルがそもそもないものであり，検査用照明器具である他の引用意匠は全て貫通孔をフィン各面に設けているから，組み合わせたとしても，直ちに，貫通孔をフィン各面には設けないという形態に至らないということと思われる。

知財高裁は、この点、「タワー型ヒートシンクである引用意匠 1 に検査用照明器具に係る引用意匠 2 又は同 3 を組み合わせる動機付けを認めるに足りる証拠はない。また、少なくとも相違点④に係る本件意匠の構成が引用意匠 2 又は同 3 にあらわれているということができないことからすれば、引用意匠 1 に引用意匠 2 又は同 3 を組み合わせてみても、本件意匠には至らない。」と述べる。相違点④とは「支持軸体の直径が本件意匠では細いのに対し、引用意匠 1 ではやや太い点」である。知財高裁は、「タワー型ヒートシンク」と「検査用照明器具」との組み合わせについては、ヒートシンクの貫通孔を各面に設けない態様をそのまま組み合わせることを想定し、そのような組み合わせは容易と想定していたと思われる。

本件では、タワー型ヒートシンクが垂直方向である点は、創作非容易性判断ばかりではなく類否判断においても、あまり重要視されていない。この方向性については、意匠の美感においてはあまり重視する必要はないものであろう。]

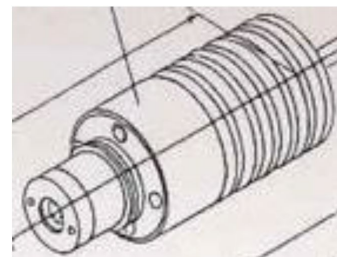
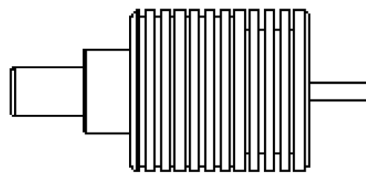
【本件登録意匠「検査用照明器具」】



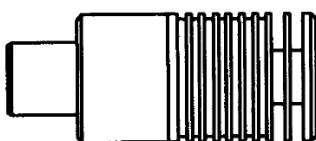
【乙 8 意匠】

【乙 7 等意匠】

【乙 4 意匠】



【乙 1 2 意匠】



裁 判 例 【食品包装用容器】（大阪地判令和元年11月14日〔食品包装用容器〕平成30年（ワ）第2439号，損害賠償請求事件，請求認容）

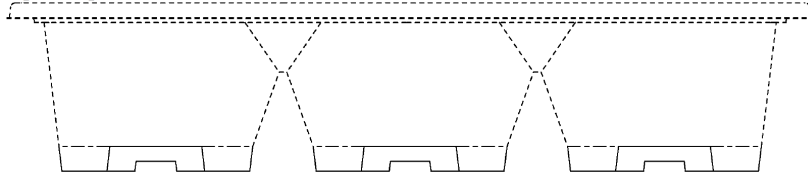
【創作非容易性判断のポイント】

〔本件は，原告が有する本件登録意匠（登録番号第 1297087 号「食品包装用容器」）について，被告らが，これと類似する意匠を用いて焼売用容器を製造・販売したとして，意匠権侵害に基づく損害賠償等の支払を求めたもので，被告製品の意匠は本件意匠に類似するとして一部請求が認容された。被告の無効の抗弁（本件意匠の創作容易性）は採用されなかった。〕

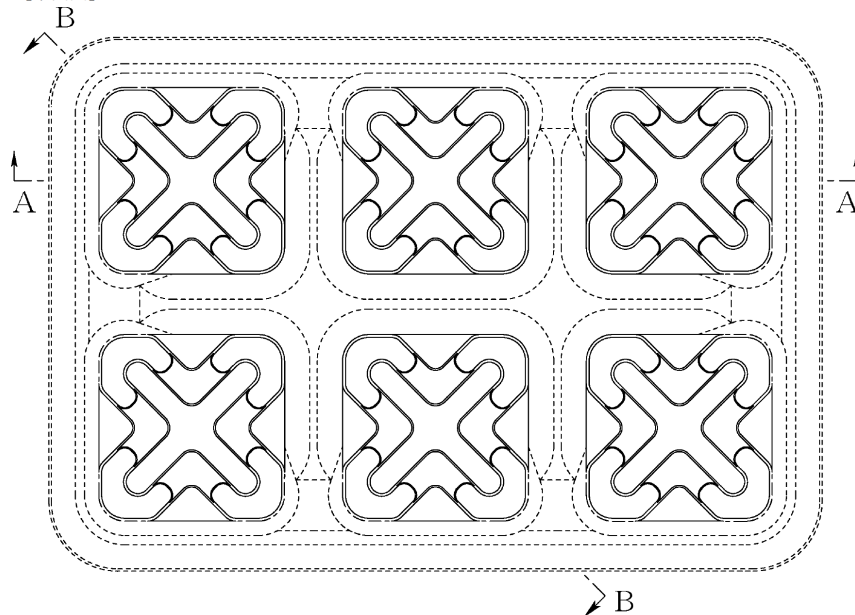
本件無効理由については，「乙 1 意匠と本件意匠とでは，美感や意匠によって表象される機能が大きく異なる」ことから本件意匠は創作容易ではないとされている，両意匠の形状等の相違点，及び，機能的な相違点について，創作容易であることを示す具体的な証拠等が，被告から全く提示されていないようである。〕

【本件登録意匠（意匠登録第 1297087 号）】

【正面図】

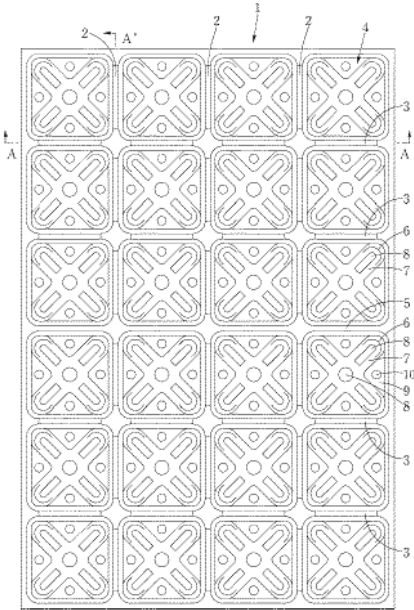


【平面図】

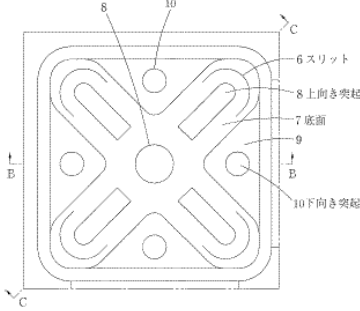


【乙 1（特開 2005-65869 号）】

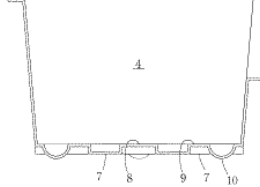
【図 1】



【図 4】



【図 5】

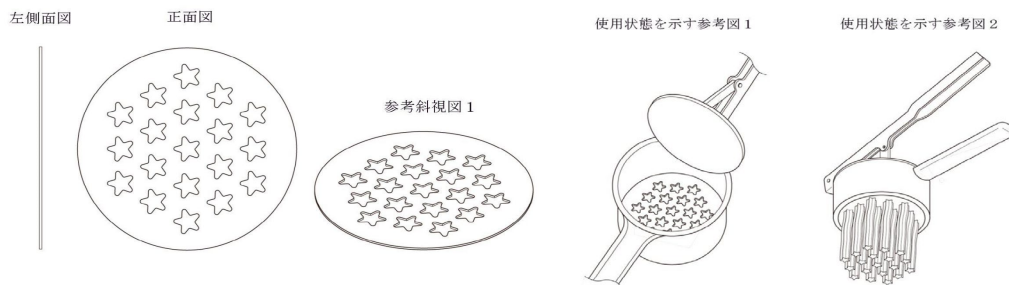


裁 判 例 【押出し食品用の口金】（知財高判令和元年11月26日〔押出し食品用の口金〕令和元（行ケ）10089，審決取消請求事件，請求棄却（拒絶審決維持））

【創作非容易性判断のポイント】

〔本件は，原告が，意匠登録出願（意願 2017-26691 号）をしたが，拒絶査定を受けたため，拒絶査定不服審判を請求したが，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決があり，本件訴訟を提起したものである。本願意匠は，当業者が本願の出願前に日本国内において公然知られた形状の結合に基づいて容易に創作をすることができたもの（意匠法 3 条 2 項）に該当し，意匠登録を受けることができないとの審決が維持された事例である。〕

【本願意匠】



【意匠 1】



【意匠 2】



【意匠 3】



（梅澤修）